

厚岸町規則第 28 号

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに
公布する。

平成 27 年 4 月 10 日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例第6号）附則第1
条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成27年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。